



山梨労働局発表
平成 26 年 9 月 17 日

担	山梨労働局労働基準部監督課
	監督課長 上条 訓之
当	監察監督官 太田良雅美
	電話 055-225-2853

平成 26 年度医療分野の「雇用の質」向上のための 企画委員会（第 1 回）を開催いたしました

医療スタッフの確保が困難の中、将来にわたり質の高いサービスを受け
るためには、医療分野の勤務環境の改善が不可欠であり、特に長時間労働
や当直、夜勤、交替制勤務等、厳しい勤務環境にある医師や看護師等が健
康で安心して働くことが出来る環境整備が喫緊の課題となっています。

このため、山梨労働局では、昨年に引き続き、本年 9 月 11 日、平成 26
年度医療分野の「雇用の質」向上のための企画委員会（第 1 回目）（*1）
を開催しました。本年 10 月 1 日付で施行される改正医療法では「病院又
は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の確保に
資する措置を講ずるよう努める」ことが規定されています（*2）。同委員会
では、今後の地域の医療の拠点となる「医療勤務環境改善支援センター」
の設置、各医療機関の取組指針となる「勤務環境マネジメントシステム」の導
入支援等について、意見交換が行われました。

また、平成 26 年 4 月 1 日からは医療機関からの労務管理全般の相談を
受け、助言等の支援を行う「医療労務管理相談コーナー」を開設しました
ので御活用をお願いいたします（山梨県社会保険労務士会への委託事業）。

今後とも、山梨県及び関係団体とも連携しながら、医療分野の勤務環境
改善に取り組んでまいります。

（*1）山梨労働局では、山梨県、医師会、看護協会等の医療関係機関から選出された委員で構成する「医療分野の『雇
用の質』向上のための企画委員会」を設置し、医療機関の人事・労務管理責任者を対象とした研修会を開催する
などの取組を進めています。

（*2）改正医療法案の関連条文

第 30 条の 13 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の確保に資する
措置を講ずるよう努めなければならない。

第 30 条の 15 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努める
ものとする。

3 都道府県又は前項の規定に委託を受けた者は、第 1 項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当
たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。